

令和6年度 第1回四街道市障がい者自立支援協議会 会議次第

令和6年5月15日(水)
10時00分から
市役所新館5階第1会議室

1 開会

2 議題

(1) 令和5年度四街道市障害者相談支援事業所の活動報告

- ①四街道市障害者相談支援事業所 ひだまり
- ②四街道市障害者相談支援事業所 ほほえみ
- ③四街道市基幹相談支援センター

(2) 令和5年度部会活動報告及び令和6年度部会活動計画(案)

- ①生活部会
- ②就労部会
- ③療育・教育部会

(3) 第5次四街道市障がい者基本計画の策定スケジュールについて

3 その他

4 閉会

資料№1-1
令和6年5月15日
第1回四街道市障がい者自立支援協議

令和5年度 四街道市障害者相談支援事業所ひだまり 相談実績

令和5年度 月別総合相談(実人数)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	令和4年
身体障害者	12	10	9	9	13	9	5	6	4	15	7	14	113	132
＃(児)	3	6	3	4	3	1	2	3	1	1	2	1	30	46
重症心身障害者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
＃(児)	0	0	2	1	2	2	1	1	2	1	2	1	15	0
知的障害者	23	30	30	26	23	25	26	22	24	25	29	26	309	351
＃(児)	14	15	11	16	15	14	14	11	12	9	5	8	144	150
精神障害者	62	58	52	60	55	50	63	52	55	61	53	50	671	666
＃(児)	0	0	2	1	1	1	2	0	1	1	2	0	11	10
発達障害者	4	8	4	5	4	6	5	5	6	5	8	7	67	18
＃(児)	10	8	13	5	8	16	15	11	13	6	15	9	129	120
高次脳機能障害	2	1	1	1	2	2	4	3	3	2	2	2	25	18
＃(児)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一難病	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	4
＃(児)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
その他	5	9	7	1	4	6	5	4	3	8	5	4	61	60
＃(児)	18	25	35	34	31	36	36	32	38	39	51	28	403	291
障害者計	108	117	103	102	101	98	108	92	95	116	104	103	1,247	1,249
障害児計	45	54	66	61	60	70	70	58	67	57	77	47	732	619
合計	153	171	169	163	161	168	178	150	162	173	181	150	1,979	1,868

※市の委託に基づき、一般的な生活相談を受けた人数です。

総合相談の支援方法(件数)

	訪問	来所	同行	メール	個別支援 会議	関係機関	その他	電話	合計
令和4年度	239	999	75	0	42	1,681	4	1,900	4,940
令和5年度	288	1,015	79	0	48	1,096	14	2,438	4,979

総合相談の支援内容(件数)

	福祉サービスの利用 等に関する支援(1)	障害や病状の理解 に関する支援(2)	健康・医療に関する 支援(3)	不安の解消・情緒安 定に関する支援(4)	保育・教育に関する 支援(5)	家族関係・人間関係 に関する支援(6)
件数	2923	330	340	387	91	177
ピアカウンセリング	-	-	-	-	-	-

	家計・経済に関する 支援(7)	生活技術に関する支 援(8)	就労に関する支援 (9)	社会参加・余暇活動 に関する支援(10)	権利擁護に関する支 援(11)	その他(12)	計
件数	81	84	237	160	30	139	4,979
ピアカウンセリング	-	-	-	-	-	-	-

令和5年度 サービス等利用計画(実人数)

【成人分の利用計画】	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	令和4年
計画相談	21	17	16	18	13	15	17	17	25	13	16	16	204	199
継続相談 (モニタリング)	17	24	16	21	14	11	23	16	12	22	10	13	199	215
合計	38	41	32	39	27	26	40	33	37	35	26	29	403	414

【児童分の利用計画】	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	令和4年
計画相談	38	15	12	21	16	13	21	23	20	15	18	10	222	194
継続相談 (モニタリング)	9	15	14	15	7	19	17	11	18	17	6	15	163	138
合計	47	30	26	36	23	32	38	34	38	32	24	25	385	332

※サービスの利用内容、利用予定施設など、障害福祉サービス受給のための計画を作成した人数です。

令和5年度 障害支援区分認定調査(件数)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	令和4年
	2	1	1	3	2	1	2	1	1	2	4	3	23	11

※障害福祉サービスを利用するに当たり、対象の人の障害支援区分を出すため、本人の生活状況などを調査した件数です。

令和5年度 四街道市障害者相談支援事業所ほほえみ 相談実績

資料No.1-2
令和6年5月15日
第1回四街道市障がい者自立支援協議

令和5年度 月別総合相談(実人数)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	令和4年
身体障害者	35	34	23	17	18	17	14	18	13	15	34	46	282	318
＃(児)	2	2	1	0	2	6	5	13	1	2	0	2	36	21
重度心身障害者	4	7	4	5	3	7	4	4	2	2	10	0	52	24
＃(児)	0	3	0	1	2	0	3	2	4	0	1	1	17	55
知的障害者	32	19	37	24	15	29	15	20	23	17	23	21	275	338
＃(児)	15	7	14	11	25	29	18	28	16	12	11	21	207	125
精神障害者	128	131	155	127	135	179	157	164	109	91	109	120	1,605	1,567
＃(児)	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	3	12
発達障害者	0	0	0	0	0	0	2	0	9	1	2	0	14	1
＃(児)	69	80	101	68	88	66	79	77	74	101	95	70	968	1,021
高次脳機能障害	1	2	0	1	5	0	2	2	1	2	1	0	17	10
＃(児)	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2	0	0	4	0
難病	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
＃(児)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	1	1	1	0	0	0	0	1	1	0	0	5	4
＃(児)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
障害者計	200	194	220	175	176	232	194	206	158	129	179	187	2,250	2,262
障害児計	86	92	116	80	119	104	105	120	95	117	107	94	1,235	1,237
合計	286	286	336	255	295	336	299	326	253	246	286	281	3,485	3,499

※市の委託に基づく一般的な生活相談とサービス等利用計画に係る相談を受けた人数です。(令和3年度分より相談人数のカウント方法を変更)

総合相談の支援方法(件数)

	訪問	来所	同行	メール	個別支援会議	関係機関	その他	電話	合計
令和4年度	199	692	5	42	10	4	0	2,550	3,502
令和5年度	204	758	12	35	13	0	0	2,444	3,466

総合相談の支援内容(件数)

	福祉サービスの利用等に関する支援(1)	障害や病状の理解に関する支援(2)	健康・医療に関する支援(3)	不安の解消・情緒安定に関する支援(4)	保育・教育に関する支援(5)	家族関係・人間関係に関する支援(6)
件数	2870	3	40	453	1	13
ピアカウンセリング	1	0	0	0	0	0

	家計・経済に関する支援(7)	生活技術に関する支援(8)	就労に関する支援(9)	社会参加・余暇活動に関する支援(10)	権利擁護に関する支援(11)	その他(12)	計
件数	16	2	29	1	6	26	3,460
ピアカウンセリング	0	0	0	0	0	0	1

令和5年度 サービス等利用計画(実人数)

[成人分の利用計画]	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	令和4年
計画相談	14	47	16	16	14	16	16	16	12	12	14	13	206	132
継続相談(モニタリング)	4	13	5	5	5	9	9	9	4	8	3	3	77	66
合計	18	60	21	21	19	25	25	25	16	20	17	16	283	220

[児童分の利用計画]	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	令和4年
計画相談	16	46	26	24	24	36	27	27	18	28	31	20	323	266
継続相談(モニタリング)	3	9	12	8	8	13	15	15	11	11	18	8	131	93
合計	19	55	38	32	32	49	42	42	29	39	49	28	454	359

※サービスの利用内容、利用予定施設など、障害福祉サービス受給のための計画を作成した人数です。

令和5年度 障害支援区分認定調査(件数)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	令和4年
	1	3	1	1	2	1	1	0	3	2	2	4	21	15

※障害福祉サービスを利用するに当たり、対象の人の障害支援区分を出すため、本人の生活状況などを調査した件数です。

令和5年度 四街道市障がい者基幹相談支援センター 相談一覧表

資料№1-3

◎相談対象

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
身体障がい者	6	3	4	0	1	2	1	2	0	0	1	3	23
身体障がい(児)	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
重度心身障がい者	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2
重度心身障がい(児)	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
精神障がい者	8	3	10	8	5	11	6	10	13	10	8	11	103
精神障がい(児)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高次脳機能障がい	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高次脳機能障がい(児)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
難病	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
難病(児)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
知的障がい者	3	3	7	4	3	6	0	3	4	7	4	7	51
知的障がい(児)	1	0	1	0	0	0	1	0	0	1	1	0	5
その他	7	4	15	11	6	7	7	12	15	10	4	5	103
その他(児)	0	2	5	1	2	0	0	0	4	1	0	1	16
合計	25	16	42	25	17	27	15	27	37	29	18	27	305

◎相談方法

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
訪問	1	1	5	3	3	6	4	3	4	2	4	4	40
来庁	6	4	7	9	2	1	2	7	11	8	2	8	67
メール	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
関係機関等	14	7	18	8	7	11	4	6	6	8	7	4	100
電話	3	2	8	6	4	8	4	11	15	10	5	13	89
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
合計	25	14	39	26	16	26	14	27	36	28	19	29	299

◎相談内容

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
障がい者虐待の相談	2	1	0	2	1	0	2	4	0	2	2	1	17
障がい者差別の相談	0	1	0	0	2	1	0	3	1	0	0	0	8
成年後見の相談	0	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	3
入院の促し等、保健所との連携	1	0	0	0	1	0	0	2	0	0	0	0	4
精神科への紹介等、医療機関との連携	0	1	0	4	2	1	0	1	0	0	1	0	10
精神科入院患者の退院後の支援	0	0	0	2	1	1	1	0	0	0	0	2	7
相談支援事業所等からの困難事例	9	4	10	7	6	10	0	3	6	6	5	8	74
緊急時の短期入所の相談	0	0	2	0	0	1	1	0	0	0	0	0	4
共同生活援助体験の機会・場の相談	0	0	0	0	1	2	0	3	1	1	2	0	10
警察からの介入相談	2	2	10	2	0	1	2	0	0	1	1	0	21
その他の相談	12	6	18	13	4	10	8	10	28	18	7	16	150
合計	26	16	40	30	18	28	14	27	36	28	18	27	308

令和5年度 四街道市基幹相談支援センター 「その他」内訳

◎相談対象

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
医療ケア者													0
医療ケア児									1				1
発達障がい者	2		1	2					1	2			8
発達障がい児		2	5	1	1				2				11
精神疾患者	3	2	10	6	2	5	4	6	9	9	8	3	67
精神疾患児													0
不明(者)	2	2	4	3	4	2	3	6	6	8	7	7	54
不明(児)					2					1	1	1	5
合計	7	6	20	12	9	7	7	12	19	20	16	11	146

※ 8/31のケースは精神科受診履歴あり。

※ 8/4のケースは発達障害あり。

令和5年度 生活部会 活動報告

(令和5年度活動概要)

令和5年度の生活部会は、地域生活支援拠点等の整備と日中サービス支援型共同生活援助の評価、投票支援カードの作成についての協議などの活動を行った。

	日時	場所	参加人数	内容
第1回	令和5年4月13日(木) 10:00~	福祉センター 3階会議室1	17名	<ul style="list-style-type: none"> ・出席委員、事務局自己紹介 ・令和4年度活動報告 ・令和5年度活動計画(案) ・地域生活支援拠点等の整備について
第2回	令和5年6月15日(木) 10:00~	福祉センター 3階会議室1	14名	<ul style="list-style-type: none"> ・日中サービス支援型共同生活援助の評価について
第3回	令和5年8月17日(木) 10:00~	市役所 5階大会議室	15名	<ul style="list-style-type: none"> ・日中サービス支援型共同生活援助の評価について
第4回	令和5年10月12日(木) 10:00~	福祉センター 3階会議室1	18名	<ul style="list-style-type: none"> ・日中サービス支援型共同生活援助の評価について ・地域生活支援拠点等事務事業について ・選挙時における障害のある方への配慮について
第5回	令和5年12月21日(木) 10:00~	市役所 5階大会議室	16名	<ul style="list-style-type: none"> ・新規開設予定の日中サービス支援型共同生活援助について ・選挙時における支援について
第6回	令和6年2月16日(金) 10:00~	福祉センター 3階会議室1	11名	<ul style="list-style-type: none"> ・地域生活支援拠点等の評価について ・日中サービス支援型共同生活援助の評価について

令和6年度 生活部会 活動計画(案)

1. 活動の目的

地域の課題を共有し、地域の支援体制の整備について取り組む。

2. 6年度の活動内容

- ・定例会の開催(開催時期は原則偶数月の木曜日、開催時間帯は10:00~12:00)
- ・地域生活支援拠点等の整備について
- ・障がい者差別解消にかかる協議について
- ・日中サービス支援型グループホームの評価について
- ・その他、地域の生活にかかる課題検討
- ・障がい者基本計画に関すること

3. 活動体制

- ・ 部会長
- ・ 副部会長
- ・ 委員(各サービス事業所、各団体からの担当者、行政関係)
- ・ 事務局(基幹相談支援センター(運営担当)、四街道市障がい者支援課、相談支援事業所ひだまり、相談支援事業所ほほえみ)

(6年度の活動予定)

開催予定日時	会場	内容
4月11日(木) 10時~12時	福祉センター 3階会議室1	・令和5年度活動報告及び令和6年度活動計画(案)について ・令和5年度中の基幹相談支援センターへの相談について
6月20日(木) 10時~12時	市役所 5階第1会議室	・地域生活支援拠点等の整備について ・グループホーム等における地域連携推進会議の設置について
8月22日(木) 10時~12時	福祉センター 3階会議室1	・地域生活支援拠点等の整備について ・グループホーム等における地域連携推進会議の設置について
10月10日(木) 10時~12時	福祉センター 3階会議室1	・日中サービス支援型共同生活援助の評価について
12月12日(木) 10時~12時	福祉センター 3階会議室1	・日中サービス支援型共同生活援助の評価について
2月21日(金) 10時~12時	福祉センター 3階会議室1	・地域生活支援拠点等の整備について ・障がい者差別解消にかかる協議について

令和5年度 就労部会 活動報告

(令和5年度活動概要)

令和5年度の就労部会は、障がい者雇用事例集の周知や、農福連携についての講演会を実施した。

	日時	場所	参加人数	内容
第1回	令和5年4月25日(火) 15:30~	福祉センター3 階会議室1	16名	<ul style="list-style-type: none"> ・部会長・副部会長の選任について ・令和4年度活動報告 ・令和5年度活動計画(案)
第2回	令和5年6月16日(金) 15:30~	障がい者支援課 2階会議室	14名	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者雇用事例の周知について ・農福連携講演会について (配布資料の確認等)
第3回	令和5年7月27日(木) 15:30~	福祉センター3 階会議室1	14名	<ul style="list-style-type: none"> ・農福連携講演会について (当日の進行確認、役割分担等)
講演会	令和5年8月10日(木) 14:00~	四街道市文化セ ンター201.202	55名	<ul style="list-style-type: none"> ・農福連携講演会 (講師:千葉大学園芸学部 吉田行郷教授)
第4回	令和5年10月25日(水) 15:30~	福祉センター3 階会議室1	12名	<ul style="list-style-type: none"> ・農福連携講演会の実施報告 及び今後の進め方について ・地域における障がい者就労 に関する課題等について
第5回	令和6年1月25日(木) 15:30~	福祉センター3 階会議室1	13名	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度の活動計画 (案)について

令和6年度 就労部会 活動計画 (案)

1. 活動の目的

- ・障がい者が働ける場を開発し、体験や面接へと繋いでいく。
- ・障がい者が働きやすい四街道市を目指し、地域への働きかけをおこなう。

2. 6年度の活動内容

- ・定例会の開催(開催時期は「令和6年度活動予定」のとおり。開催時間帯は15:30～)
- ・地域における障がい者就労に関する課題、困難事例等の検討(随時)
- ・農福連携について
- ・第5次障がい者基本計画の策定について
- ・障がい者雇用事例の周知(随時)

(中・長期的な活動予定)

- ・障がい者基本計画について(令和6年度・令和7年度)
- ・障がい福祉計画をふまえた活動方針の検討(令和11年度まで)

3. 活動体制

- ・部会長
- ・副部会長
- ・委員(各サービス事業所、各団体からの担当者、行政関係職員)
- ・事務局(相談支援事業所ほほえみ(運営担当)、四街道市障がい者支援課、基幹相談支援センター、相談支援事業所ひだまり)

(6年度の活動予定)

開催予定日時	会場	内容
4月30日(火) 15:30～	福祉センター3階会議室	・令和5年度の活動報告及び令和6年度の活動計画(案)について
6月26日(水) 15:30～	福祉センター3階会議室	・農福連携について ・地域における障がい者就労に関する課題、困難事例の検討について ・第5次障がい者基本計画アンケート調査票(案)について
8月22日(木) 15:30～	福祉センター3階会議室	・農福連携について ・地域における障がい者就労に関する課題、困難事例の検討
10月24日(木) 15:30～	福祉センター3階会議室	・農福連携について ・地域における障がい者就労に関する課題、困難事例の検討
12月12日(木) 15:30～	福祉センター3階会議室	・農福連携について ・地域における障がい者就労に関する課題、困難事例の検討
2月12日(水) 15:30～	福祉センター3階会議室	令和7年度の活動計画について

令和5年度 療育・教育部会 活動報告

(令和5年度活動概要)

・性行動に課題があり、支援を必要とする事例について取り上げ、講師を招き、事業所向けの研修会を開催しました。

・複数の福祉サービスや学校等の所属先が増えている児童の現状から、にじいろサポートファイルの効果的な活用を通じて、児童の年齢に適した一貫した支援が継続されるための工夫のあり方や、家族を含む支援者の連携について協議しました。

	日時	場所	参加人数	内容
第1回	令和5年4月11日(火) 10:30~	福祉センター 3階会議室	10名	・出席委員、事務局自己紹介 ・令和4年度活動報告 ・令和5年度活動について
第2回	令和5年6月20日(火) 10:30~	福祉センター 3階会議室	18名	・にじいろサポートファイルを通じた連携の工夫について ・性の研修会について
第3回 研修会	令和5年11月28日 (火) 10:30~	福祉センター 3階会議室	48名 (zoom 含む)	・第4回 事業所向け研修会 テーマ「事例から学ぶ障害児・者の性と生の支援」
コア会議	令和5年10月30日 (月) 10:00~	福祉センター 1F付設作業室	5名	研修会に向けて講師との打ち合わせ
コア会議	令和6年1月15日(月) 10:00~	福祉センター 3階サークル 活動室	4名	来年度の療育教育部会について 打ち合わせ
第4回	令和6年1月30日(火) 10:00~	福祉センター 3階会議室	19名	・研修会・参加者アンケートの報告 ・令和5年度活動報告と令和6年度活動計画について

令和6年度 療育・教育部会 活動計画（案）

1. 活動の目的

障がいのある子どもとその家族の生活をサポートするための活動を行う。

2. 令和6年度の活動内容

- ・ 定例会の開催
- ・ 療育・教育機関に属する年齢からのライフステージにかかる地域課題の検討
 - 困難事例の支援方法等や対応について（随時）
 - にじいるサポートファイルの活用へ向けた地域連携の工夫
 - 性行動に課題があり、支援を必要とする方への地域の連携について（幼児期からの関わり）
 - 障がい者基本計画に関すること

3. 活動体制

- ・ 部会長
- ・ 副部会長
- ・ 委員（各サービス事業所、各団体からの担当者、行政関係（健康増進課、子育て支援課、教育委員会職員））
- ・ 事務局（相談支援事業所ひだまり（運営担当）、四街道市障がい者支援課、相談支援事業所ほほえみ、基幹相談支援センター）

（6年度の活動予定）

開催予定日時	会場	内容
4月16日（火） 10：30～12：00	福祉センター3階 視聴覚室	令和5年度活動報告と令和6年度活動計画（案）について
6月18日（火） 10：30～12：00	福祉センター3階 会議室1	○ 困難事例の支援方法等や対応について（随時）
8月20日（火） 10：30～12：00	福祉センター3階 会議室1	○ にじいるサポートファイルの活用を通じて取り組む地域連携の工夫
10月15日（火） 10：30～12：00	福祉センター3階 会議室1	○ 性行動に支援を必要とする方への地域の連携について（幼児期からの関わり）
12月17日（火） 10：30～12：00	福祉センター3階 視聴覚室	○ 障がい者基本計画に関すること
2月18日（火） 10：30～12：00	福祉センター3階 視聴覚室	1年間通して振り返りを行い、次年度の方向性を検討

第5次四街道市障がい者基本計画の策定について

1. 計画の概要

障がい者基本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づき策定するもので、四街道市において、障がいのある方への支援施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画であり、市民、関係機関、団体、事業者、市が相互に積極的な活動を行うための指針となる計画を策定するものです。

なお、計画期間は令和8年度から令和17年度までの10か年計画となります。

2. 策定方針

策定にあたっては、市の総合計画等と整合性を図り、国や県の動向調査を行い、令和6年度にアンケート調査を実施し、令和7年度に計画策定に取り組む2か年で策定します。また、策定にあたりアンケート調査の分析や課題の分析において専門的な分析が必要であることからコンサルタントに委託し取り組みます。

また、令和7年度には、市民参加手続を実施し意見を聴取します。

3. アンケート調査及び意見聴取

①アンケート調査

各種障害者手帳所持者等のうち4,500名（無作為に抽出し、サンプル調査）にて実施します。アンケートへの回答方法は、ウェブにて回答可能な方法を取り入れ実施する予定

②関係団体から意見聴取

市内の障がい福祉団体9団体と意見交換会を実施し意見聴取予定

③計画策定委員会

令和7年度 3回開催予定

④四街道市障がい者自立支援協議会

令和6年度 3回開催予定、令和7年度 2回開催予定

⑤保健福祉審議会

令和6年度 2回開催予定、令和7年度 本会2回、部会2回開催予定

⑥市民参加手続（パブリックコメント）

令和7年度 1月頃実施予定

4. 策定スケジュール（次頁参照）

第5次障がい者基本計画策定スケジュール (策定期間 令和6年、7年度の2か年 / 計画期間 令和8年度～17年度の10か年)

項目	8年		5年		6年		7年		8年		9年		10年		11年		12年		13年		14年		15年		16年		17年		備考
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	
計画構成	計画構成																												
1. 現計画進捗状況調査	調査期間																												
2. 障がい者団体・障がい者福祉サービスアンケート調査・分析	調査分析期間																												
3. 障がい者自立支援協議会	調査期間																												
4. 障がい者団体の意見聴取	調査分析期間																												
5. 保健福祉審議会	調査期間																												
計画構成	計画構成																												
1. 現計画進捗状況調査	調査期間																												
2. 課題分析・障がい者福祉サービスアンケート調査・分析	調査分析期間																												
3. 障がい者自立支援協議会	調査期間																												
4. 障がい者自立支援協議会	調査分析期間																												
5. 保健福祉審議会	調査期間																												
特記事項	<p>・障がい者自立支援協議会 ① 計画の進捗及びスケジュールについて ② アンケート調査結果(速報)について ③ アンケート調査結果(速報)について</p> <p>・障がい者団体の意見聴取 市内の障がい者福祉団体から意見聴取(意見交換会の実施)</p> <p>・保健福祉審議会 ① 計画の進捗、スケジュール及びアンケート調査票について ② アンケート調査結果(速報)について</p> <p>・議会対応 令和5年度9月議会(教育民生常任委員会協議会) 計画の進捗及びスケジュール予定(説明) アンケート調査結果(速報)について(報告) PDFデータ使用 令和6年度9月議会(教育民生常任委員会協議会) 計画の進捗及びスケジュール予定(報告) PDFデータ使用</p>																												
特記事項	<p>・計画策定委員会 ① 現行進捗状況、アンケート調査結果、団体意見交換会の結果及び全庁調査について ② 計画(案)について ③ 計画(最終案)について</p> <p>・障がい者自立支援協議会 ① 計画(案)について ② 計画(最終案)について</p> <p>・保健福祉審議会 ① 計画(案)について ② 計画(最終案)について</p> <p>・議会対応 令和7年度3月議会(教育民生常任委員会協議会) 策定について(報告) PDFデータ使用</p>																												

四街道市障がい者自立支援協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項の規定に基づき、関係機関、関係団体並びに障がい者等及びその家族並びに障がい者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下「関係機関等」という）が相互の連絡を図ることにより、地域における障がい者等への適切な支援に関する課題についての情報を共有し、連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた支援体制の整備について協議を行う場として、四街道市障がい者自立支援協議会の設置及び運営について必要な事項を定める。

(設置)

第2条 市長は、四街道市障がい者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 個別事例への支援のあり方に関する協議、調整に関すること。
- (2) 障がい福祉計画の策定及び変更に関すること。
- (3) 関係機関等の業務において課題となった事項への対応策に関すること。
- (4) 地域の関係機関によるネットワーク構築に関すること。
- (5) 新たに取り組むべき地域課題への対応に関すること。
- (6) 地域の社会資源の改善、開発に関すること。
- (7) 関係機関等に対する研修に関すること。
- (8) 福祉サービス利用に係る相談支援事業者の中立性及び公平性の確保に関すること。
- (9) その他市長が必要と認めること。

(組織)

第4条 協議会は、別表に掲げる関係機関等をもって構成する。

(委員)

第5条 協議会の委員は、協議会を構成する関係機関等に属する者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- 2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、定期的又は必要に応じて随時会議を開催し、総括的な事項について協

議する。

3 協議会は、委員の過半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(部会)

第8条 協議会は、専門の事項又は個別の課題を協議するため、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会に属させる委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長及び副部会長各1人を置き、その部会に属する委員の互選により定める。

(委員以外の者の出席)

第9条 会長及び部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(秘密の保持)

第10条 協議会及び部会に従事し職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後においても、同様とする。

(庶務)

第11条 協議会の庶務は、障がい者支援課及び市が委託した相談支援事業者において処理する。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年3月24日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日以後、最初に委嘱され又は任命される協議会の委員の任期は、第4条第2項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表 (第3条)

- 1 相談支援事業者
- 2 障がい関係団体
- 3 障害福祉サービス事業者

- 4 保健・医療機関
- 5 療育・教育機関
- 6 権利擁護機関
- 7 雇用・就労支援機関
- 8 地域支援機関
- 9 学識経験者
- 10 行政機関

